

# 児童発達支援 SHIP 防災計画

## 第1章 総則

### 1 目的

この計画は、児童発達支援 SHIP における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、防災のための体制整備や被害の軽減を図ることを目的とする。

### 2 立地条件

本施設は土砂災害警戒区域等ではない。地震が発生した場合は指定の避難場所へ避難する。災害発生時において迅速かつ適切な行動が取れるよう、日頃から職員一人ひとりが防災意識を高めることによって災害に備えるものとする。

### 3 災害時の避難場所

#### (1) 富士見小学校

所在地 山梨県笛吹市石和町今井10

電話 055-262-3340

#### (2) 境川スポーツセンター体育館

所在地 山梨県笛吹市境川町三柵7

電話 055-266-2014

### 4 災害に関する情報入手方法、避難準備情報

発表された防災気象情報は、テレビやラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて情報を入手する。

### 5 避難方法

#### (1) 自立歩行が可能な方の場合

・職員が利用者を施設の玄関まで、避難経路に沿って誘導し施設外へ避難していただく。

#### (2) 手引き歩行が可能な方

・職員が利用者を施設の玄関まで、避難経路に沿って手引き歩行で誘導し、避難していただく。

### 6 避難開始時期

・避難準備情報が発令されたら、避難行動要支援者（災害時要援護者）等で特に避難行動に時間を要するものは緊急避難場所へ避難を開始する。避難行動要支援者以外の者は、家族との連絡、非常用持ち出し品の用意、避難準備を開始する。

- ・避難勧告が発令されたら、避難行動要支援者以外の者が、緊急避難場所へ避難行動を開始する。
- ・避難指示が発令されたら、避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了する。未だ避難していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、生命を守る最低限の行動をとる。

## 第2章 平常時の対策

### 1 体制の整備

- (1) 役割分担 災害が起きた場合に備え、総括責任者の下に情報収集・連絡班、救護班、避難誘導・安全対策班、物資班を定め、役割分担表(①)を作成し、年に1回更新する。
- (2) 召集・連絡体制 災害時に従業員の召集が速やかに行えるよう、緊急連絡網(②)を作成し、年に1回更新する。また、関係機関へ連絡を速やかに実施するため、防災関係機関等緊急連絡先一覧表(③)を作成し、年に1回更新する。
- (3) 消防計画の届出と防災設備等の整備点検 消防法に基づく消防計画について所轄の消防署へ届出を行う。また、消防法令に基づく消防用設備等(誘導灯等)の有資格者による定期点検を実施するとともに、防災物品(カーテン等)の整備を行う。

### 2 従業員の参集・召集基準

夜間及び休日時の災害の場合における従業員の参集・召集基準を作成し、年に1回見直す。

### 3 災害時の避難の要否・避難方法に係る基準等

- (1) 避難の基準事業所の外へ避難する場合の判断基準を作成し、年に1回見直す。
- (2) 避難方法等 災害種別に応じた「避難場所」、「避難経路」、「避難方法(手段)」を定め、年に1回見直す。
- (3) 地域等との連携 避難をスムーズに行うため、地域やボランティア団体との応援協力体制を構築する。
- (4) 利用者情報等 避難時にすぐに持ち出すことができるように、利用者の氏名、年齢、家族の連絡先等を記載した施設利用者一覧表(④)、利用者カード(⑤)を作成しておく。また、一覧表等は複数の場所に保管し、災害時、持ち出して避難するものとする。

### 4 防災設備等の確認等

- (1) 情報の管理 利用者情報等の重要データは、毎日、バックアップし、災害からの損壊・損失を防ぐ。
- (2) 水道、電気及びガス等の確保 水道、電気及びガス等の通常の使用量を把握し、災害時の代替手段を確保し、3日分程度の備蓄を行う。
- (3) 物品・設備等  
ア 備蓄物資・災害時必需品 非常時に備え、飲料水、生活用水、利用者の特性に応じた非常用食糧、衛生用品、医薬品等を備蓄するとともに、備蓄品リスト(⑥)を作成し、1年に

1度点検する。

イ 設備等の定期的な点検

- (ア) 災害時に施設の屋内外設備や植栽・工作物等が損壊や転倒、飛散が起これないよう安全対策チェックリストを作成し、年に1回点検する。
- (イ) 消防用設備について定期に点検を行う。

## 5 防災訓練等

(1) 防災訓練

災害が起こったときに迅速に行動するために、防災計画やマニュアルに基づき防災訓練を年に2回実施する。防災訓練は、職員の配置が少ない夜間を想定した訓練や災害の種類や規模等を考えた訓練を実施するものとする。

(2) 防災教育の実施

災害が起こったときに、職員があらかじめ定められた役割分担のもと行動できるよう、また臨機応変に行動できるように、防災や災害の基礎知識等について研修を実施する。

(3) 防災計画の見直し

防災訓練を実施した結果や防災教育等で培った知識・情報等を踏まえ、随時、施設の防災計画の見直しを行う。

## 第3章 火災への対応

1 火災発生時の対応

- (1) 大声で周囲に知らせる。
- (2) 現場に急行する際は、消火器、マスターキー等を携行する。
- (3) 119番通報をする。

2 初期消火

消火器を使って初期消火を行う。ただし、消火できないと判断したときは、火災となっている部屋の扉を閉めて避難する。

3 避難誘導等

(1) 方法

- ア 施設内の設備等を使って火災の発生を知らせ、避難誘導を行う。
- イ 避難場所を決定し火元から近い人を優先し避難を開始する。

(2) 避難状況等の確認

- ア 避難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等を確認する。
- イ 消防へ「出火場所」、「避難状況」、「逃げ遅れた利用者」等の情報を提供する。

- (3) 負傷者の手当・病院への搬送 利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行なう。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。

## 第4章 風水害(大雨・台風等)への対応

### 1 風水害への対応

#### (1) 事前の準備

- ア 鉢植え、物干し竿等、転倒すると危険なものは予め倒したり、撤去したりする。
- イ 出入口の窓をしっかり閉鎖し、必要に応じて外部面の窓ガラスを保護する。
- ウ 浸水の恐れがある建物は、必要に応じて土嚢や止水板を設置する。
- エ テレビ、ラジオ、インターネットなどで気象庁が発表する大雨や台風に関する気象情報を収集する。

### 2 警戒体制等の確立

- (1) 責任者は、あらかじめ定めた組織編制に従って、体制を確保する。
- (2) 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い、避難の準備を行う。
- (3) 施設周辺を見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意する。風雨が激しい段階では職員の安全に配慮し、見回りは控える。

### 3 避難

- (1) 避難の決定 責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。施設内に避難する場合は、利用可能な器具、備蓄品等を利用して、利用者の安全を確保する。
- (2) 避難の実施 あらかじめ定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら、再び施設内には戻らない。
- (3) 避難状況等の確認 難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の人数を確認する。
- (4) 負傷者の手当・病院への搬送 利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行なう。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。
- (5) 家族等への連絡・引継ぎ 被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。
- (6) 施設の再開 施設や施設周辺の安全性を確認し、施設の早期再開を目指す。

## 第5章 地震への対応

### 1 地震発生時の対応

- (1) 揺れがおさまるまでは、身の安全の確保に努める。
- (2) 揺れがおさまったら、利用者が安全に避難できるように窓や戸を開け、出口を確保するなど速やかに行動をとる。
- (3) 火元の点検やガスの元栓を閉めるなど出火防止のための措置をとる。
- (4) 建物や設備の損壊状況を確認し、危険箇所等があれば立ち入らないように指示する。

### 2 利用者・職員の安否確認等

責任者は、その所在を職員に明らかにし、利用者の安否確認を行ないながら、利用者の体調等の確認を行なう。

### 3 体制の確保等

- (1) ラジオ・テレビ、インターネット等から正確な情報を入手する。
- (2) 責任者は、あらかじめ定めた組織編制に従って、体制を確保する。
- (3) 救護活動や備蓄してある物資の点検を行い、避難の準備を行う。

### 4 避難

- (1) 避難の決定 責任者は、施設の状態、施設周辺の状況、外部からの情報等を総合的に判断し、避難を決定する。
- (2) 避難の実施 あらかじめ定められた避難場所・避難経路の中から最も安全な場所・経路を決定し避難を開始する。避難を開始したら、再び施設内には戻らない。
- (3) 避難状況等の確認 難場所に着いたら、避難完了者、負傷者等の人数を確認する。
- (4) 負傷者の手当・病院への搬送 利用者がケガ等をしていないか、体調を崩していないか確認し、応急処置等を行なう。病院等の受診が必要と思われる者については、病院への搬送を行う。
- (5) 家族等への連絡・引継ぎ 被害予想に基づき、施設復旧の見通し、利用者の状態などを判断材料として、家族等への引継ぎについて検討する。
- (6) 施設の再開 施設や施設周辺の安全性を確認し、施設の早期再開を目指す。

附則 1 この計画は、2023年4月1日から施行する。

役割分担表(①)

総括責任者	班	担当	任務
土屋勇太	情報収集・ 連絡担当	三枝夏海	気象・災害の情報収集
			職員への連絡、職員・職員家族の安否確認
			関係機関との連絡・調整
			利用者家族への連絡
			地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整
			避難状況のとりまとめ
	救護	佐野可奈子	負傷者の救出
			負傷者への応急処置
			負傷者の病院移送
	安全対策	三枝千乃	利用者の安全確認
			施設、設備の被害状況確認
			利用者への状況説明
			利用者の避難誘導
			利用者の家族への引渡し
	火の元の確認、初期消火		
	物資	土屋茜	食料、飲料水ほか備品の管理、払出し
			備蓄品の補給(販売店への発注)

## 緊急連絡網(②)

役職名	氏名	住所	メールアドレス	携帯電話	通勤時間
管理者 児童指導員					
児童発達支援 管理責任者					
保育士					
児童指導員					
事務職員					

## 防災関係機関等緊急連絡先一覧表(③)

情報	機関	機関名	電話番号
行政情報	消防	笛吹消防本部	055-261-0119
	警察	笛吹警察署	055-262-0110
	市(町村)	笛吹市役所 保健福祉部 障害福祉課 笛吹市役所 総務部 防災危機管理課	055-262-1273 055-262-4111
	県	山梨県防災危機管理課 山梨県障害福祉課	055-223-1590 055-223-1460
ライフライン	電気	東京電力甲府事務所	—
	水道	笛吹市公営企業部 水道課	055-261-3346
	電話	NTT東日本	0120-087-859
救護関係	協力医療機関	ふえふきこどもクリニック	055-244-5311
	協力医療機関	石和共立病院	055-263-3131
	協力医療機関	笛吹中央病院	055-262-2185
日常取引先	設備関係	未来工房 光信	055-334-8019
	設備関係	株式会社 小林事務機	055-263-4466

施設利用者一覧表(④)

No.	氏名	生年月日	障害区分	障害程度区分	連絡者氏名 (続柄)	連絡先1 連絡先2	注意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							

利用者カード(⑤)

緊急時の連絡先			
カナ			
児童氏名			
住所	( - )		
カナ		電話番号	
保護者氏名			
住所	( - )		
かかりつけの医療機関			
名称		電話番号	
住所	( - )		
家族の 避難場所			

防災カード			
カナ		性別	生年月日
氏名 (本人)		男・女	
住所	(   -   )		
電話番号			
血液型			
備考 (病気・常備 薬・アレルギー など)			

備蓄品リスト(⑥)

食料・炊事用具	・飲料水 ・非常食 ・鍋 ・缶切り ・食器 ・バケツ ・ポリタンク ・ビニール袋 ・カセットコンロ
衣料	・毛布 ・ビニールシート ・タオル ・軍手 ・下着
生活用品	・懐中電灯 ・電池 ・ローソク ・カイロ ・ロープ ・雑巾 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー ・紙おむつ ・水のいらないシャンプー ・ウェットシート
救急器材	・救急医薬品 ・衛生器具(はさみ、ピンセット等) ・衛生材料(ガーゼ、包帯等) ・簡易担架
復旧機材	・大工道具セット ・小型発電機 ・スコップ
その他	・ラジオ ・テント ・携帯電話 ・ヘルメット ・簡易トイレ